

鳥取県告示第561号

消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第3項の規定に基づき、消費生活センターの設置について次のとおり告示する。

平成21年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施設の名称及び住所

鳥取県立消費生活センター
米子市末広町294

2 事務を行う日及び時間

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

鳥取県告示第562号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成19年度から平成20年度まで	鳥取市（鹿野町乙亥正の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市鹿野町乙亥正の一部	平成21年9月8日
〃	〃	鳥取市（気高町日光の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市気高町日光の一部	〃
米子市	平成13年度から平成20年度まで	米子市（富益町の一部(01)）の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部(01)	〃
〃	平成14年度から平成20年度まで	米子市（富益町の一部(02)）の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部(02)	〃
岩美町	平成18年度から平成20年度まで	岩美町（大字浦富の一部）の地籍図及び地籍簿	岩美町大字浦富の一部	〃
琴浦町	〃	琴浦町（大字赤碕[703]の一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字赤碕[703]の一部	〃
伯耆町	平成19年度から平成20年度まで	伯耆町（大字中祖及び大字古市の各一部）の地籍図及び地籍簿	伯耆町大字中祖及び大字古市の各一部	〃

鳥取県告示第563号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町北一丁目1730の2、1730の3、1731
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年9月8日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
482号	日野郡江府町大字江尾字カキ尻823-17地先から同字820-20地先まで	変更前	13.1~13.3	38.0
		変更後	12.8~13.3	38.0

鳥取県告示第565号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成21年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

第53回鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県文化観光局文化政策課

主幹 大呂 英樹

副主幹 野坂 明正

主事 井上 正樹

3 委任期間

平成21年9月6日から同月11日まで

鳥取県告示第566号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社さくら 代表取締役 前田 幸緒	ヘルパーステーシ ョン さくら	鳥取市西品治780－ 2	平成21年9月1日	訪問介護

鳥取県告示第567号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社さくら 代表取締役 前田 幸緒	居宅介護支援事業所 さくら	鳥取市西品治780-2	平成21年9月1日

鳥取県告示第568号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社さくら 代表取締役 前田 幸緒	ヘルパーステーシ ョン さくら	鳥取市西品治780－ 2	平成21年9月1日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第569号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ハピネ ライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパー ステーション倉 吉	倉吉市上井359 - 9	居宅介護 重度訪問介護	平成21年6月30 日

鳥取県告示第570号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
有限会社ライブアシスト	米子市角盤町一丁目3-11	ライブアシスト訪問介護事業所	米子市角盤町一丁目3-11	居宅介護 重度訪問介護	平成21年5月7日

鳥取県選挙管理委員会告示第65号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成21年9月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,758
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,977
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,929
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,068
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,949
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,903
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,647
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,930
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,627
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,690
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,882

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成21年9月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社サンパイ 代表取締役 岡村 行雄	鳥取市湖山町 西一丁目692	鳥取市湖山町北 四丁目501 (1,045平方メートル)	砂（1,031立方メートル）	平成21年8月21日 から平成22年8月 20日まで	平成21年8月 21日